官　報

財　政

総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第九条第三項の規定に基づき、地方財政審議会から、次のとおり今後目指すべき地方財政の姿と平成二十九年度の地方財政への対応についての意見の提出があったので、公表する。

平成二十九年一月二十六日　　総務大臣　山本　早苗

今後目指すべき地方財政の姿と平成29年度の地方財政への対応についての意見

平成28年12月14日
地方財政審議会

当審議会は、今後目指すべき地方財政の姿と平成29年度の地方財政への対応について検討した結果、次のとおり結論を得たので、総務省設置法第９条第３項の規定により意見を申し述べる。

はじめに　～活力ある地域社会の実現に向けた課題克服のために～

政府は、長く続いたデフレからの早期脱却と経済再生を図るための施策を強力に推進してきた。その一環として、我が国の経済成長を阻害する根本的な課題である、少子高齢化という構造的問題[1]に正面から立ち向かっている。具体的には、人口減少を克服し、活力ある地域社会の実現を目指す地方創生の取組や、誰もが生きがいを持って充実した生活を送ることができる一億総活躍社会の実現に向けた施策を、力強く展開している。

しかしながら、我が国の人口の現状は、合計特殊出生率で若干の増加が見られたものの、全体の動向としては人口減少に歯止めがかかる状況とはなっておらず、依然として人口減少局面が続いている[2]。

人口減少・少子高齢化がもたらす課題は地域ごとに異なり、その対処も地域の実情に応じて進めることが必要である。このため、住民に身近な行政サービスの担い手である地方自治体の役割が極めて重要である。

平成29年度は、地方自治法が制定されてから70年目となる。これまで、地方自治体は、住民福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する責務を広く担ってきた。地方自治体が住民の安心と安全を確保し、住民をはじめとする個人や団体と連携・協同することで生み出される活力ある地域社会が、地域経済の再生につながり、日本経済の再生に大きく貢献することが期待される。

地方自治体が、人口減少を克服し、地方創生を実現するとともに、住民生活の安心と安全を確保する役割を適切に果たしていくためには、確固とした地方財政の基盤が不可欠である。必要な歳出総額及び一般財源総額を安定的に確保することはもとより、喫緊の課題に対応するための財源もしっかりと確保されなければならない。

これらを踏まえ、当審議会では、今後目指すべき地方財政の姿と平成29年度の地方財政への対応についての意見を提出することとした。

第一　今後目指すべき地方財政の姿

１．目指すべき地域の姿

⑴　住民生活の安心・安全の確保

目指すべき地域の姿の一つ目の柱は、住民の安心と安全を確保し、住民の満足度を高めて幸せをもたらすことである。

国と地方を通じた歳出のうち、社会保障、教育、社会資本整備など住民に身近な行政サービスに関連する経費は、地方自治体を通じて支出される割合が高い（資料１）。

特に近年では、医療・介護・子育て分野における地方自治体の責任と権限が拡大している。社会保障制度改革については、国と地方が一体となって、施策の充実に取り組んでいる。

これに加え、東日本大震災や熊本地震を教訓とした対策の推進や、多発・多様化する自然災害への備えなど、住民の命や生活を守る地方自治体の役割はますます高まっている。

さらに、地方自治体間の連携や公共施設等の適正配置の推進のように、人口減少社会における安定的な行政サービス提供のための取組や、公共施設の老朽化対策など、喫緊の課題に積極的に取り組まなければならない状況もある。

地方自治体が安定した行政サービスの提供により多様なセーフティネットを築くことで、家庭と仕事の両立、家族の介護など住民生活の様々な場面における不安が解消され、住民の生活の安心と安全が確保される。それにより、人々が住み慣れた地域で快適に生活を営み、家庭や地域、職場など、多様な場で、誰もが能力を発揮でき、活躍できる社会が実現する。

⑵　地方創生の推進

目指すべき地域の姿の二つ目の柱は、少子高齢化に歯止めをかけ、地域の人口減少がもたらす諸課題を克服し、将来にわたる成長力の確保を目指す地方創生の推進である。

地方創生の推進に当たっては、地方自治体が様々な施策を有機的に関連づけて総合的に取り組むとともに、自らの地域資源を生かした取組や、地域ごとに異なる課題に対処するための施策が必要となる。

平成28年３月末までに、47都道府県、1,737市区町村で「地方版総合戦略」が策定され、それぞれの地域の実情に基づく本格的な事業展開が始まっている。

地方版総合戦略の策定にあたり、女性の意見、中高生をはじめとする若者の意見が丁寧に聴取されているほか、住民や議会、産業団体や教育機関をはじめとする様々な主体による参画がなされている[3]。住民の参加のもとで地域の将来が議論されるとともに、解決すべき課題や具体的な対策を共有し、地域の全ての構成員が将来像の実現に取り組む姿は、地方自治そのものである。今年５月の当審議会意見[4]でも述べたとおり、地方創生は日本の活力を維持するために、取り組むべき我が国の重要課題である。

我が国の人口は、平成27年国勢調査において大正９年の開始以来初の減少を記録するなど減少局面にあるとともに、東京圏が継続して転入超過の状況にある中、大阪圏、名古屋圏が転出超過を記録しており、東京一極集中の傾向が進んでいる[5]。

人口減少の克服のように構造的な課題の解決のためには、長い時間が必要となる。このため、地方創生の推進に当たっては、国において、こうした取組を息長く支援していくことが必要である。

また、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図る制度的な基盤として、引き続き地方分権改革を進めていくべきである。

２．目指すべき地方財政の姿

⑴　持続可能な地方財政基盤の構築

目指すべき地域の姿を実現するために、地方自治体が住民生活に身近な行政サービスを安定的に提供することが必要である。さらに、人口減少がもたらす地域社会の課題や、住民が生活を送る中で抱える不安を解消するため、住民のニーズに照らして効果的・効率的な事業を選択し、創意と責任により主体的に課題解決に取り組むことが重要である。

こうした地域の実情に基づく行政サービスを安定的に提供するためには、地方の財政基盤が持続可能なものでなければならない。このため、地方自治体が実施すべき行政サービスに必要な歳出総額を確保し、かつ、地方税や地方交付税等の一般財源の総額を適切に確保する必要がある。

政府は、平成29年４月に予定されていた消費税率（国・地方）の引上げを２年半延期したが、社会保障の充実とその財源の確保の重要性に変わりはない。社会保障分野において重要な役割を果たしている地方自治体に必要な財源を確保していかなければならない。あわせて、一億総活躍社会の実現に向けても、地方自治体の役割を踏まえ、必要な財源を確保していかなければならない。